

令和6年3月14日

四万十町議会議長 味元 和義 様

教育民生常任委員長 林 健



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
議案第14号	第3次四万十町男女共同参画計画の策定について	原案可決 (全会一致)

□教育民生常任委員会

令和6年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和6年3月7日（木）

議案第14号（令和6年3月6日付託）

（1）件 名 第3次四万十町男女共同参画計画の策定について

（2）説 明 者 町民課 課長 今西浩一 主査 田井真里奈

（3）計画概要

「第3次四万十町男女共同参画計画」は、令和6年度から令和10年度までの5年間の、本町の男女共同参画社会の実現に向けた考え方を示した計画である。

今回の、「第3次四万十町男女共同参画計画」では、目指すべき姿として「ともに認め合いともに活躍する元気なまち四万十町」を掲げている。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

以上、国が定める5つの基本理念に基づき、目指すべき姿の実現に向けて、

- I 男女共同参画のまちづくり
- II 女性活躍推進のまちづくり
- III 安心して暮らせるまちづくり

以上、3つの基本目標を定めている。基本目標の達成のため、

1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり
2. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
3. 女性が活躍できる基盤づくり
4. 働く場における男女共同参画の推進
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
6. 地域・防災分野における男女共同参画の推進
7. あらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた健康づくり

以上、8つの基本施策を定めている。また、計画の推進にあたっては数値目標を設定し、職員の理解促進と庁内推進体制の強化、町民の理解促進と連携・協働による推進を行い、目標達成を図ることとしている。

(4) 審査意見

- 数値目標について、「男女の平等感」など実数をつかむのが難しい項目が多い。
- 四万十町内の事業所において、男女別の就労率を把握する必要がある。
- 企業への就業ではなく、自営業や農林水産畜産業などでは、目標達成に向けての施策についても違いが出てくる。
- 数値目標の「町の管理職における女性の割合」については、数値目標達成のために枠を構えるということではなく、能力に見合った配置をしていただきたい。なお、職員の意識改革にも努めてもらいたい。

(5) 審査結果

教育民生常任委員会に付託された「第3次四万十町男女共同参画計画」は、全会一致で可決となった。

なお、下記の点を考慮すべきこととして意見を付す。

- 計画にある数値目標については、本計画期間に十分な精査を行い次期計画に反映されるよう努めること。